

仕 様 書

1 業務名

大通証明サービスコーナー等機械警備業務

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

大通証明サービスコーナー（以下「大通 SC」という。）及び中央図書館
大通カウンター（以下「図書カウンター」という。）

(2) 所在地

札幌市中央区大通西4丁目 地下鉄南北線大通駅コンコース（別記1-1）

3 履行期間

令和2年3月1日から令和6年9月30日まで（55か月間）

4 業務内容

(1) 大通 SC 及び図書カウンターの電話回線（大通 SC はひかり回線、図書カウンターはメタル回線）システムによる機械警備

(2) 不法侵入等の事故発見及び初期処置並びに連絡（※）

※ 連絡先は、各カウンター業務の所管課とする。

・大通 SC … 市民文化局地域振興部戸籍住民課

・図書カウンター … 教育委員会中央図書館利用サービス課

※ なお、各カウンターで緊急連絡先を整備し、年度ごとに共有する。

(3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうへ決定し、文書確認された事項

5 警備時間

警備時間は、原則として防犯開始（セット時）した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。なお、職員の時間外勤務や施設の利用状況等により、開始時刻及び解除時刻が変動する場合がある。

(1) 大通 SC

ア 月曜日～金曜日：20時～翌日の9時まで

イ 土曜日・日曜日：17時～翌日の9時まで

※ 祝日、振替休日及び年末年始（12月29日から1月3日）並びに5月3日から5月5日は閉庁のため24時間警備とする。ただし、祝日が日曜日と重なった場合は、通常の日曜日と同様の警備時間とする。

(2) 図書カウンター

ア 年末年始（12月29日から1月3日）：24時間警備（閉庁のため）

イ 上記以外：20時～翌日の10時まで

6 警備機器の設置

受託者は、大通 SC 及び図書カウンターの指定箇所（別記1-2）に必要な機器を設置し、それぞれ個別に警備することとする。

また、機械警備の開始・解除に使用するカードは、大通 SC 用及び図書カウンター用に、それぞれ5枚用意することとする。

なお、設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

7 警備業務の対処

(1) 機械警備作動中、受託者は、大通 SC 及び図書カウンターの異常の有無を常に監視し、施設の安全を確保する。

(2) 受託者は警備時間中、当該施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく警備員を当該施設に急行させるとともに、異常事態の確認を行い、必要な処置を執るものとする。

なお、地下鉄営業時間外の場合は、出入口のシャッターが下りているため、東豊線大通駅事務室に連絡のうえ入室すること。

8 設置機器の保守管理等

(1) 受託者は、前記6に定める機械設備に関し、年2回（委託者が別途指定）の保守点検を実施すること。万一、機器の故障により作動に異常が生じたときは、業務に支障がないよう処置を講じるものとする。

(2) 設置した警備機器等の工事配線については、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

9 機器のき損・紛失

前記8にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

10 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕又は撤去等にかかわる工事に伴い、委託者の施設に損害を与えた場合は、原状に回復しなければならない。

- 11 契約の終了・中途解約における機器の撤去
契約終了後、又は中途解約時において、委託者の施設に設置された機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。
- 12 電子鍵のパスワードの管理
本契約の目的のため、委託者が受託者に通知した施設の電子鍵のパスワードは、外部に漏れないよう厳重に管理するものとする。
- 13 報告等の義務
 - (1) 受託者は、月毎に、機械警備の実施状況について書面により委託者に報告する。
 - (2) 施設に異常事態が発生し、警備員が当該施設に急行した場合等は、速やかにその内容を委託者に報告する。
 - (3) 業務に従事する警備員の名簿をあらかじめ提出すること。従事する者に異動があった場合も同様とする。なお、当該名簿は大通駅構内を管理する札幌市交通事業振興公社に委託者から提出する。
- 14 環境負荷の低減に関する事項
本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めることとする。
- 15 その他
この仕様書に定めがない事項については、委託者、受託者双方の協議により定められるものとする。